

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき 市町村が処理する事務の範囲を定める規則（抄）

〔平成12年 3 月 31 日〕
規則 第 88 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第 7 号。以下「条例」という。）に基づき、条例の定めるところにより市町村が処理することとされる事務のうち規則に基づく事務の範囲について定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲）

第 2 条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

附 則 略

土木部

条例別表土木部の表 6 の項第 9 号に規定する建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第 5 号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第 5 条第 3 号の規定による既存建築物実態調書の受理及び知事への送付 (2) 規則第 7 条第 1 項の規定による承認申請書の受理及び知事への送付 (3) 規則第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による設計変更届出書及び設計変更申請書の受理及び知事への送付 (4) 規則第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による工事とりやめ届出書及び建築物等確認（許可，認定，承認）申請書取下届出書の受理及び知事への送付 (5) 規則第 14 条の規定による不適格建築物報告書の受理及び知事への送付 (6) 規則第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定による道路位置指定（指定変更，全部（一部）廃止）申請書等の受理及び知事への送付 (7) 規則第 18 条第 1 項，第 3 項及び第 4 項の規定による建築協定認可申請書等の受理及び知事への送付
--	--